



商店街区におけるストック活用型商い創出事業補助金

募集期間

2020年6月12日から2020年11月2日まで

目的

飲食、小売、生活関連サービス業を営む店舗の商店街エリア等への出店を促し、商店街の活性化を図るため、これらの業種の店舗を商店街エリアの空き店舗・空き家で開業しようとする方に対して、必要な経費の一部を補助します。

支援内容

▼補助内容

開業のために必要な店舗改装費、店舗付帯設備設置費、備品購入費、普及宣伝費などが補助対象経費となります。

▼空き店舗や空き家の要件

札幌市内の商店街区に立地する空き店舗や空き家が対象となります。ただし、以下は対象とはなりません。

- 大規模小売店舗内に立地する物件
- 工業地域、工業専用地域、市街化調整区域に立地する物件
- 原則として、申請以前の概ね1か月（30日）間、事業活動または居住の用に供されていた物件
- 集合住宅（アパート、マンション等）の一室のうち、道路に面する一階及び二階の事業用以外の物件
- その他、用途地域や地区計画等により、物件の用途制限があります。これについては、札幌市ホームページで確認できますので、必ず申請者自身で確認してください。

支援規模

▼補助率

補助対象経費の2分の1以内

▼補助上限額

200万円

対象者の詳細

▼申請できる方

札幌市内の商店街振興組合の街区における空き店舗や空き家を借り上げて、新たに小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業の店舗を開業する個人または中小企業で、以下の要件を全て満たす方が対象です。すでに営業中の店舗や補助金交付決定前に開業予定の店舗は対象外です。

店舗を開業する個人または中小企業で、所定の要件を満たす方が対象です。

▼共通事項

- ・札幌市暴力団の排除推進に関する条例に規定する暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しないこと
- ・補助金交付決定の日以降、札幌市が行う取材等に積極的に協力し、開業準備の経過や必要経費の概要、開業後の業績等に関する情報の公開に同意すること

▼個人の場合

- ・交付申請時点において納期の到来した市税を完納していること

▼法人の場合

- ・交付申請時点において納期の到来した市税を完納していること
- ・会社法に基づく会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）または有限会社であること
- ・中小企業基本法に基づく中小企業であること

※次の表の資本金額または従業員数のどちらか一方を満たせば中小企業に該当します。

小売業 5,000万円以下 50人以下

飲食サービス業 5,000万円以下 100人以下

生活関連サービス業 5,000万円以下 100人以下



札幌市 経済観光局 産業振興部商業・経営支援担当課 商業振興係
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15階（北）
TEL：011-211-2372 FAX：011-218-5130
E-mail：shogyo@city.sapporo.jp

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。
サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
は責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

＜お客様情報(企業情報)お取り扱いについて＞

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金